

OECD加盟国の化学物質審査・規制における生態影響評価の位置づけ

	法律名 制定年月日	法律の目的	新規化学物質の届出の区分 (下線は標準的届出)	生態影響データの要求 (標準的届出の場合)	その他データの要求 (標準的届出の場合)	既存化学物質の取扱い
日本	化学物質審査規制法 1973.10.16制定 1986.5.7改正	難分解性の性状を有し、かつ人の健康を損なうおそれがある化学物質による環境の汚染を防止する	通常新規届出(> 1t/y) 少量新規届出(1t/y)	なし	生分解性試験。難分解性の場合、濃縮性試験、Ames試験、染色体異常試験、28日間反復投与毒性試験を要求	国が、必要と認めるものにつき試験を実施 (生態影響試験は対象外のため環境省で別途実施)
米国	有害物質規制法(TSCA) 1976.10.11制定	人の健康又は環境を損なう不当なリスクをもたらす化学物質を規制する	製造前届出(> 10t/y) 少量新規届出(10t/y) LoREX届出(低暴露) 試験販売届出 ポリマーの免除報告	法律上は自社所有データ。 ただし、当局の文書で生態影響試験が必要な物質のカテゴリーが示されている	法律上は自社所有データ。 ただし、当局の文書で毒性試験が必要な物質のカテゴリーが示されている	優先物質リストを作成し、不足データを当該物質を製造している企業に試験実施を指示 (生態影響試験実施を指示できる)
カナダ	カナダ環境保護法 1988.6.28制定 1999.9.14改正	環境汚染の防止を通じて持続可能な開発に貢献する *) DSLはカナダに存在する物質のリストをいう。 **) NDSLはカナダには存在しないが、米国には存在する物質のリストをいう。	商業用新規届出 場所限定中間体届出 製品開発届出 (上記届出はポリマー、非ポリマー、DSL*収載、NDSL**収載の区分により試験要求が異なる)	急性魚毒性、急性ミジンコ毒性を要求(10t/yのNDSL**非収載の非ポリマー)	急性毒性、皮膚刺激性、28日間反復毒性、Ames試験、染色体異常試験、生分解性を要求(10t/yのNDSL**非収載の非ポリマー)	優先物質リストを作成し、その物質のリスクアセスメントを実施して、規制を検討 (生態影響データもアセスメントの対象となる)
EU	危険な物質の分類、包装、表示に関する第7次修正指令 1967.6.27制定 1992.4.30改正	人及び環境への潜在的なリスクに関するアセスメントをし、分類、表示を行う	Annex A届出(1t/y) Annex B届出(0.01 -0.1t/y) Annex C届出(<0.01t/y)	急性魚毒性、急性ミジンコ毒性、藻類生長阻害を要求 (100t/y以上, 1000t/y以上で追加要求あり)	急性経口毒性、急性経皮毒性、皮膚刺激性、眼刺激性、感作性、28日間反復毒性、Ames試験、染色体異常試験、生分解性、呼吸阻害試験、加水分解、吸脱着試験を要求 (100t/y以上, 1000t/y以上で追加要求あり)	HPV物質のリストを作成し、製造者に試験データ提出を指示又は試験を製造者に要求してそのデータでリスクアセスメントを実施 (生態影響試験を実施、アセスメントの対象である)

(本規制は次の国が採用している； 英国、フランス、ドイツ、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ、デンマーク、アイルランド、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、フィンランド、オーストリア、スウェーデン、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン)(リヒテンシュタインはOECD非加盟)

	法律名 制定年月日	法律の目的	新規化学物質の届出の区分 (下線は標準的届出)	生態影響データの要求 (標準的届出の場合)	その他データの要求 (標準的届出の場合)	既存化学物質の取扱い
スイス	環境保護に関する連邦法 1983.10.7制定 化学品法 2000.12.15制定(関連政令は未制定)	人、動物及び植物、その生活共同体及び生活圏を有害な影響から保護し、土壌の豊饒性を維持する	少量新規届出等の区分なし	急性魚毒性、急性ミジンコ毒性を要求	従来毒物法で要求データが定められていたが、新しく化学品法により要求データが定められることになる。しかし、新法による要求データは未だ決まっていない(運用上はEUと同じ試験を要求している)	製造者は利用可能な情報を入力し、国はHPV物質又はPBT物質の評価を製造者に指示する(生態影響データは評価の対象)
オーストリア	1989年工業化学品(届出・審査)法 1990.1.17制定 1997.6.30改正	労働安全衛生、公衆衛生及び環境へのリスクをアセスメントし、国民と環境を保護する	標準届出(>1t/y) 限定届出(0.1-1t/y) 少量許可(0.1t/y) 低懸念ポリマー届出 商業的評価許可(<2t/2y)	急性魚毒性、急性ミジンコ毒性、藻類生長阻害試験を要求	急性経口毒性、急性経皮毒性、皮膚刺激性、眼刺激性、感作性、28日間反復毒性、点突然変異、生殖細胞損傷、染色体損傷、生分解性、濃縮性を要求	優先物質リストを作成し、その物質のリスクアセスメントを実施して、規制を検討(生態影響データは評価の対象)
韓国	有害化学物質管理法 1990.8.1制定 1996.12.30改正	国民健康及び環境への危害を予防し、有害化学物質を適切に管理する	通常新規届出 簡易届出 高分子届出 少量新規届出(100kg/y)	次の新規化学物質に対し急性魚毒性試験等を要求できる 農薬、水処理剤、殺菌剤、殺虫剤、水溶解度>100mg/lで難分解性の中性有機化学物質と陽イオン性高分子化合物	急性経口毒性、Ames試験、染色体異常試験、生分解性試験を要求	HPV物質のリストを作成し、製造者に試験データ提出を指示(生態影響データ要求に関する規定はないが要求しうる)
ニュージーランド	1996年有害性物質・新生物(HSNO)法 1996.6.10制定 2001.7.2施行(有害性物質)	環境並びに国民の健康及び安全を保護する	毒性、生態毒性、爆発性、酸化性、引火性、腐食性のクライテリアに該当する新規の物質を届け出る	急性魚毒性、急性ミジンコ毒性、藻類生長阻害で有害性を判定する	急性経口毒性、急性経皮毒性、急性吸入毒性、刺激性、変異原性、生殖毒性、発がん性、臓器毒性等で有害性を判定する	製造業者等は利用可能な情報を提出し、国はそれを評価する(生態影響データを要求しうる)

その他のOECD加盟国であるメキシコ、ハンガリー、ポーランド、チェコ、トルコには化学物質の審査、規制を行う法律が存在しない。